

シリーズ「監査報告書の透明化」(4)

我が国における対応—監査基準の改訂に向けた企業会計審議会監査部会の動向

公認会計士 結城 秀彦 ゆうき ひでひこ

前回(シリーズ3回目)の「先行する各国の動向」において解説したように、監査報告書の記載事項である監査上の主要な事項(Key Audit Matters:KAM)の導入及び適用に当たって各国においては、監査基準及び監査実務指針の改訂が行われている。

我が国においても、監査報告書においてKAMの記載を求めることとするのであれば、まず監査基準の改訂を行い、これに対応した監査実務指針の改訂を図ることが必要となる。

シリーズ4回目では我が国におけるKAM導入に関する監査基準の改訂に関して解説を行う。

- 企業による開示との関係(企業の開示とKAMの記載との関係・企業が開示していない事項と守秘義務との関係)
- 無限定適正意見以外の場合のKAMの記載(その要否)
- 経営者・監査役等・監査人の対応等(センシティブ情報の開示等、経営者・監査役等の対応等、監査人の対応等)
- KAMの記載以外の監査報告書の記載等の見直し(記載順序、継続企業的前提、その他の記載内容)
- 適用時期

1. 監査部会における議論と主要な論点

我が国におけるKAM導入に関する監査基準の改訂の嚆矢は、2017年6月の金融庁により公表された「監査報告書の透明化について」(<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170626.html>)であり、今後の方向性として、透明化の具体的検討と大手監査法人によるKAM試行の取組みが提言され、この提言を受けて2017年10月から企業会計審議会監査部会(以下、「監査部会」という。)において、議論が進められている。

2017年10月監査部会においては、まず、監査報告書の透明化の意義・効果として、会計監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにより、(1)財務諸表利用者の会計監査や企業の財務諸表に対する理解が深まるとともに、企業との対話が促進され、(2)財務諸表利用者や監査役等が、会計監査の品質を評価するための情報となり、(3)監査人・経営者・監査役等の間のコミュニケーションの更なる充実により、コーポレート・ガバナンスの強化や、会計監査上のリスク認識の共有による適切な監査の実施につながる事が確認・共有されている。そして、続いて、2017年11月から2018年1月の監査部会において、監査法人による試行の取組み結果の報告が行われ、さらに、以下の主要な論点について議論が進められている(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top_gijiroku.html)

- 監査報告書におけるKAMの位置付け(追記情報同様の監査意見と独立の情報提供か)
- 適用範囲・対象(会社法との関係・単体との関係)

本稿においては、紙幅の都合から、上記の論点のうち、委員から多数の言及があり、特に関心が高いと考えられる事項についてその内容を要約して紹介する。なお、以下の記載は、監査部会において行われた議論を上記の論点ごとに取りまとめたものではなく、複数の論点に亘るものを組み合わせ、さらに本稿において必要と考える情報を補足して要約していることを予めお断りしておく。

2. 企業による開示との関係—未公表の情報・センシティブ情報の開示の調整

監査は、二重責任の原則、すなわち、企業の経営者が財務諸表の作成責任を負い、監査人は財務諸表に対する監査意見を表明する責任を負うという関係の下で実施される。

監査報告書においてKAMは、基本的にはこの原則に基づき記憶されるが、例外的にこの原則に拠らず、企業の未公表の情報、すなわち、企業によって公表されていない当該企業に関する情報(例えば、財務諸表若しくは監査報告書日において利用可能なその他の記載内容、又は、業績速報若しくは投資家への説明など、経営者又は統治責任者によるその他の口頭又は書面によるコミュニケーションに含まれてない情報)に関して、記載されることがある。この点に関して、参考として国際監査基準 International Standard on Auditing (以下、ISAという。)701第13項及びA34項からA36項までを参照すると、①KAMに関してその内容、②KAMとして決定した

根拠及び③対応を記載する場合、企業の未公表の情報を不適切に提供しないように図ることが適切であるとされている。ただし、KAM並びにその決定根拠及び対応の記載において必要と判断する場合には、未公表の情報をを用いて記載を行い、加えて、企業に当該未公表の情報の開示を促すことがあるとされている。

例えば、前述の大手監査法人によるKAM試行の取組み結果報告においては、我が国の会計基準を適用した場合に比べて、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）又は米国会計基準に拠って財務諸表を作成している企業の方が、監査人がKAMの記載に未公表の情報をを用いる割合が低いことが明らかにされている。このことは、我が国の会計基準においては要求される説明情報（注記事項）が相対的に少なく、未公表の情報が相対的に多くならざるを得ない状況にあり、KAMの記載において企業の未公表の情報を記載せざるを得ないことが多い状況であることを示唆しているものといえる。

監査部会の議論においては、このような状況を踏まえ、企業の未公表の情報について監査人がKAMの記載を行う場合には、企業の開示を促すように図るのが本筋であるという考えを確認しているが、その一方、大勢においてKAMにおいて企業の未公表の情報が記載された場合であっても開示できないセンシティブな情報は非常に限定的であると理解されているものと思われる。

例えば、2017年11月監査部会における大手監査法人によるKAM試行の取組み結果の報告には、ITシステムに係る内部統制の整備及び運用状況をKAMとして取り上げた事例がある。このKAMは決して財務諸表に直接に開示されている事項ではない。また、KAMとして決定した根拠や対応も監査人の独自の判断によるものであり、財務諸表他、会社の公表する情報によるものではなく、KAMの決定根拠や対応の説明には個々のITシステムの名称・概要等、企業の未公表の情報が含まれているものと考えられる。

この事例において記載されている企業の未公表の情報は、参考としてISA701A53項を参照して考えてみると、企業が財務諸表を作成する上で高度に依存するITシステムの内部統制の重要性に鑑み、監査人が特に注意を払い、どのように対応したのかについて監査報告書に記載することは公益に資するものであるため、KAMとして記載することとしたものと推察されるが、その記載内容における企業の情報はITシステムの概要を示すにとどまるものとなっており、開示できないセンシティブな情報（当該情報の記載によって企業又は社会にもたらされる不利益がその記載によりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれるような情報）には該当せず、公共の利益を上回るような不利益を企業にもたらすものとはいえない。

KAMにおいて記載される未公表の情報については、このようなものが多く、開示できないセンシティブな情報は限定的であり、営業上の秘密や訴訟関連事項等に

られるとの理解が監査部会の大勢を占めているものと思われる。

3. 適用範囲—会社法監査との関係

我が国におけるこれまでの実務慣行においては、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）に基づく有価証券報告書の多くは、株主総会直後に提出・公表されている。この実務慣行を踏襲したまま、会社法に基づく監査報告書にKAMを記載しないにも拘らず、金商法に基づく監査報告書にKAMを記載する場合には、株主に対する提供書類においてKAMが報告されぬまま、そして多くの場合は株主総会が終了した後に、金商法開示制度の下で潜在投資家を含め、広く一般にKAMが報告されることとなる。

株主がその提供書類において株主総会前にKAMに関する情報を適時に入手する機会を得られないことは不合理であり、そのため、会社法監査報告書においてもKAMを開示するようにすべきであるという見解がこれまでの監査部会を通じて提示されている。

会社法監査報告書の記載内容は、企業会計審議会監査部会又は金融庁の所管ではなく、法務省の管轄するところであるが、2018年1月監査部会における法務省関係者による説明によれば、会社法及び法務省令は、会計監査や監査役監査の業務監査についてあまり具体的な規定を設けず、実務にその多くを委ねているため、KAMについても会社計算規則の規定する監査報告書の記載事項のうち、「会計監査人の監査の方法及びその内容」としてKAMを記載できるとの見解が提示されている。したがって、会社法監査報告書へのKAMの記載については現行制度の下で柔軟な対応が可能であると思われる。また、KAMの株主総会前の開示については有価証券報告書を早期提出し、金商法監査報告書を株主総会前に開示することを推奨することで対応が可能であると思われる。

しかしながら、このような制度面での実行可能性を以て、直ちに、実務上、会社法監査報告書にKAMを記載することを可能とするのは早計であると言えよう。我が国においては、監査部会においても言及されているように我が国の上場企業の決算期の7割が3月に集中しており、又、他国よりも早期に期末日後平均42.5日で会社法監査報告書が発行されている状況にある（日本公認会計士協会「開示・監査制度の在り方に関する提言—会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察—」2017年11月4日参照）。このような状況の下で、会社法監査報告日までにKAMを取り纏めることは、監査人及び各企業に相応の負荷をもたらすことは想像に難くない。「KAMについては、監査役等とコミュニケーションを行なった事項の中から特に注意を払った事項のうち、とりわけ重要なものを記載するものである。監査役等とのコミュニケーションは従前から監査実務指針で要求されている実務を大きく変えるものでは

なく、既にKAMのネタとなる事項は期中に把握されているのだから、追加的な作業負担はそれほどないのではないか。」という見解もあるようであるが、「企業内容に関して一定の知識を有する監査役等とのコミュニケーションの態様」と「広範な想定利用者を想定した監査報告書におけるKAMの表現に求められる態様」は自ずと異なるものと思われる。

例えば、参考としてISA701A34項を参照すると、KAMの記載にあたっては、監査に関する合理的な知識を持たない想定利用者による利用を勘案し、高度に専門的な監査用語の使用を制限し、企業内容に一定の知識を持たない広範な想定利用者がKAMの内容を誤解しないような表現上の配慮が必要となる。また、特に、前述のような未公表の情報・センシティブ情報に係るKAMの開示に関しては監査人と企業との協議が必要となる。

このように、会社法監査報告日までに、個々の企業の実情に則しながら、想定利用者に対して誤解させないように配慮して協議を重ねながら、KAMを取り纏めることを監査人に求めるとして、前述のような3月決算期集中・早期の会社法監査報告書発行の実務の下で、多数の企業に対して一定の業務品質を維持した実効性のある実務が行うかどうか……この点に関しては、監査部会の議論においても懸念が窺えるところであり、例えば、KAMの記載の詳細度のバラつき、又は、没個性的な一律・横並びの記載を行うといったボイラープレート化に関する懸念についての言及がなされている。

監査部会においてはこのような懸念に対して、企業の実情に則し、監査人と監査報告書の想定利用者とのコミュニケーションの促進という所期の目的を達成するために、会社法監査におけるKAMについては拙速な適用を避けることが提言されている。例えば、①初年度は金商法監査報告書においてのみKAMを記載することとし、次年度以降適切な時期において会社法監査報告書においてKAMの記載を開始する、又は②上場企業のみ会社法監査報告書においてKAMを記載する、等により段階的にKAMの記載内容の質の向上を図るといった提言・意見が提起されている。

4. 適用範囲—単体財務諸表監査との関係

連結財務諸表に対する監査報告書においてKAMが記載される場合に、単体財務諸表監査においてもKAMの記載を行う必要があるかどうかについても議論の俎上に載せられている。監査部会においては、単体財務諸表監

査報告書においてもKAMの記載は必要であるが、連結財務諸表監査報告書と共通するものについては記載を省略する等の技術的な配慮を行えばよいとの考えが示されている。

5. 監査役等の監査報告におけるKAMに対する対応

会社法監査報告書におけるKAMの記載の要否の議論に附随して、監査役等がKAMにどのように対応するか、例えば、監査役等の監査報告書においてもKAMの記載を行うかどうかについても、監査部会において議論が行われている。

元来、監査役等は会社法においてその権限と責任が定められる存在であり、会社法に基づく監査においてKAMが位置付けられない場合には、監査役等は法的にはその監査報告においてKAMに対応する必要はないと解される。しかしながら、例えば、我が国においては、監査役等の監査に関連して、金商法に基づく内部統制監査における内部統制の不備に関する情報を監査役等に提供する（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準III3(5)参照）実務が行われており、金商法監査の実務が監査役監査に全く無関係であるという訳ではない。

監査部会においては、監査役のKAMへの対応を会社法上、どのように位置付けるのか、整理が必要であること、又、KAMについても監査人（会計監査人）が監査役等に監査の相当性を判断するために資する情報を提供する等に関する提言・言及が見られるところである。

6. 適用時期

監査部会においては、KAMの記載を求める改訂監査基準の適用開始時期に関して、諸外国における適用時期、例えば、既に適用開始されたEUや今後の適用開始が決定された米国の適用開始時期を参考として議論が行われているものの、具体的な適用開始時期は提案されていない。

なお、これに関して、上場企業の数が非常に多い我が国の実情を踏まえ、米国と同様に企業規模に応じた段階導入を行なってはどうかという提言が行われているが、他方、上場企業は規模に関わらず、公益に対して同等に責任を負っており、市場規制の均質性確保の観点からは規模による線引きは適切ではないとの見解も提起されており、現状では議論の帰趨は明らかとは言えない。

以上